

下呂市監査告示第1号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成27年3月2日

下呂市監査委員 杉山好巳

下呂市監査委員 今井美好

平成 26 年 度

財政援助団体等の監査報告書

下 呂 市 監 査 委 員

目 次

第1． 監査の種類	1
第2． 監査対象	1
第3． 監査の期間	1
第4． 監査の方法	1
第5． 監査の結果	1
◎公の施設の指定管理者	
下呂市飛騨川温泉しみずの湯	3
下呂市まるかりの里	6
下呂市下呂交流会館	9
◎出資団体	
馬瀬総合観光株式会社	12
◎補助団体	
下呂市観光協会連絡協議会	14
下呂市コンベンションビューロー	16
下呂地区交通安全協会	18
下呂市女性防火クラブ	20
地縁法人乗政区	22

第1．監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2．監査対象

平成25年度の事務事業の執行状況について、次の団体を監査の対象としました。

◎公の施設の指定管理者

	施設名	指定管理者	所管部課
1	下呂市飛騨川温泉しみずの湯	株式会社ホリスティック南飛騨	健康医療部 健康課
2	下呂市まるかりの里	久野川管理組合	下呂振興事務所 下呂地域振興課
3	下呂市下呂交流会館	一般財団法人下呂ふるさと文化財団	経営管理部 総合政策課

◎出資団体

	団体名	所管部課
1	馬瀬総合観光株式会社	観光商工部 観光課

◎補助団体

	団体名	補助区分	所管部課
1	下呂市観光協会連絡協議会	負担金	観光商工部 観光課
2	下呂市コンベンションビューロー	負担金	観光商工部 観光課
3	下呂地区交通安全協会	補助金	総務部 防災情報課
4	下呂市女性防火クラブ	補助金	消防本部 予防課
5	地縁法人乗政区	補助金	健康医療部 医療対策課

第3．監査の期間

平成27年1月26日から平成27年2月2日まで

第4．監査の方法

監査の実施にあたっては、財政援助団体等に監査の実施に必要な資料の提出を求め、提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、照合、通査その他必要と認める手続によって実施するとともに、所管部課の担当者、各団体の代表者等から説明を聴取するなどの方法で実施しました。

第5．監査の結果

平成26年度財政援助団体等のそれぞれの監査結果は次のとおりです。なお、監査の際に改善や検討を求めた軽易な事項については記述を省略しました。

また、指定管理者制度にかかる全体的な意見は次のとおりです。

○指定管理者制度の運用にかかるガイドライン等の策定について

指定管理者制度は、平成15年9月に地方自治法が改正され、それまでの管理委託制度に代わり創設された制度で、基本事項については、地方自治法をはじめ条例等で定められ運用されているところです。そうした中、これまでの指定管理者制度にかかる監査の結果で、個別事項のほか、次の各施設に共通する事項について意見を述べてきました。

- ①施設の維持補修について（平成24年度）
- ②指定期間について（平成24年度）
- ③市と指定管理者の連携について（平成24年度）
- ④印紙税について（平成25年度）
- ⑤インセンティブの付与について（平成25年度）

また、今回も含めたこれまでの監査の中で、特に各所管課において、指定管理者制度の基本的な考え方や、指定管理者との連携、施設の管理運営状況の把握等について差異が見受けられました。今後、公の施設の見直しにより指定管理者制度の新たな導入や更新が行われることとなりますが、事業効果を上げるためには、適正な指定管理者制度の運用が求められます。

こうしたことから、制度の運用について、統一的な考え方や事務手順等について定めたガイドライン等の策定が必要と思われます。例えば、前記5つの意見の項目については、一部（下呂市指定管理者標準協定書における施設の維持保全の考え方）について指針はありますが、ガイドラインで決めておくべき事項と考えます。

(共通事項)

◎公の施設の指定管理者 【施設名 下呂市飛騨川温泉しみずの湯】

1 指定管理施設の概要

- (1)施設名称 下呂市飛騨川温泉しみずの湯
(2)所在地 下呂市萩原町四美1426番地1
(3)施設内容 構造 鉄筋コンクリート造 一部木造
延床面積 1,918.15㎡
敷地面積 5,652㎡

○温浴施設棟

- ①温泉浴室 大浴室、薬草風呂、露天風呂、サウナ室
②運動浴室 温泉運動浴プール、ジャグジー、子供プール
③グループ浴室 個室浴槽、薬草浴槽
④その他 休憩室、談話室、喫茶コーナー

○健康食材体験棟 厨房、体験室、研修室

○敷地内の外構及び植栽

○その他施設

(4)設置目的

市民の健康増進、高齢者や世代間の交流及びコミュニティの形成を進めるとともに、健康で長生きのできる健やかなまちづくりに寄与することを目的とする。

(5)所管部課 健康医療部 健康課

2 指定管理者の概要

- (1)名称 株式会社ホリスティック南飛騨
(2)所在地 下呂市萩原町四美1426番地1

3 指定管理の内容

- (1)指定期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで 5年間
(2)指定管理料 平成25年度 15,000,000円
(3)指定管理の業務範囲
- ・管理施設の使用許可に関する業務
 - ・管理施設におけるサービス提供業務
 - ・管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
 - ・管理施設等の維持保全に関する業務
 - ・危機管理体制の整備、運用に関する業務
 - ・前各号に掲げるもののほか、市又は指定管理者が必要と認める業務
- (4)利用料金制 導入あり

4 施設の利用状況

(単位：人)

	平成 25 年度 (11 期)	平成 24 年度 (10 期)	平成 23 年度 (9 期)
温泉浴室	106,395	105,044	109,864
運動浴室（プール等）	23,679	23,930	25,467

※11 期（自 平成 25 年 4 月 1 日～ 至 平成 26 年 3 月 31 日）

5 収支状況

貸借対照表

(単位：円)

科 目	平成 25 年度 (11 期)	平成 24 年度 (10 期)
流動資産	28,619,075	28,094,157
固定資産	14,571,598	13,963,624
資産の部合計	43,190,673	42,057,781
流動負債	8,565,018	5,037,429
純資産	34,625,655	37,020,352
負債及び純資産の部合計	43,190,673	42,057,781

※11 期（平成 26 年 3 月 31 日現在）

損益計算書

(単位：円)

科 目	平成 25 年度 (11 期)	平成 24 年度 (10 期)
売上高	82,506,115	85,066,024
売上原価	12,850,128	14,955,639
販売費及び一般管理費	71,989,506	73,800,381
営業利益	△2,333,519	△3,689,996
営業外収益	119,573	130,448
特別利益	7,000	0
法人税等	187,751	185,432
当期純利益	△2,394,697	△3,744,980

※11 期（自 平成 25 年 4 月 1 日～ 至 平成 26 年 3 月 31 日）

6 監査意見

監査の結果、事務及び事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認めましたが、次の事項について検討、または所要の措置を講じてください。

○避難経路の確保について

温浴施設棟の喫茶コーナー付近に設けられた非常口に、複写機や商品が置かれていました。非常時に備え、避難経路の確保には万全を期してください。

(株式会社ホリスティック南飛驒)

○指定管理料の精算義務規定について

当施設は、地方自治法第244条の2第8項により指定管理者の自主的な経営努力の発揮が期待される利用料金制度が導入され、管理運営経費を、主に指定管理料と利用料金で賄う併用制で運営されています。この利用料金制度には経営努力を促すインセンティブが働き、施設の利用率やサービスの向上につながることになります。指定管理者制度におけるインセンティブの働き方は必ずしも同じでなく、今回監査対象とした指定管理者3団体（企業、組合、財団法人）もそれぞれ目的意識に違いがあり、インセンティブの働き方も異なると思われます。

こうしたことから、当施設の指定管理者は市の出資団体（出資比率33.78%）ですが企業であり、収益性が重要となることから、収入及び支出の実績に応じた指定管理料の精算について定めた基本協定第27条の規定は、疑問が残るところです。採算性が低い当事業の実態も考慮し、指定管理者の経営努力によって生じた剰余金が返還されることがないよう、精算義務規定の見直しについて検討してください。

（健康医療部 健康課）

◎公の施設の指定管理者 【施設名 下呂市まるかりの里】

1 指定管理施設の概要

(1)施設名称 下呂市まるかりの里

(2)所在地 下呂市久野川1263番地

(3)施設内容 コテージ 木造平屋建瓦葺 3 棟 311.79㎡

管 理 棟 木造平屋建瓦葺 1 棟 53.00㎡

農業体験施設 木造平屋建瓦葺 1 棟 44.72㎡

敷地面積 4,956.60㎡

(4)設置目的

農林漁業者や農林漁業集落在住者の所得及び就業機会の確保と、地場産農林漁産物の消費拡大を図るとともに、都市住民と地域住民の交流を積極的にすすめ、地域の活性化に資することを目的に、平成12年4月に開設した。

(5)所管部課 下呂振興事務所 下呂地域振興課

2 指定管理者の概要

(1)名 称 久野川管理組合

(2)所在地 下呂市久野川1263番地

3 指定管理の内容

(1)指 定期 間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで 5年間

(2)指定管理料 平成25年度 300,000円

(3)指定管理の業務範囲

- ・管理施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・管理施設の利用の承認に関する業務
- ・管理施設の利用料の徴収、減免及び利用料の返還に関する業務
- ・管理施設の設置目的を効果的に達成するための必要な業務
- ・管理物品等の貸出及び物産販売業務
- ・管理施設におけるサービス提供業務
- ・危機管理体制の整備、運用に関する業務
- ・前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(4)利用料金制 導入あり

4 施設の利用状況

(単位:人)

施設名		平成 25 年度				平成 24 年度	平成 23 年度
		市内	県内	県外	合計		
コテージ	宿 泊	147	120	934	1,201	1,119	939
	日帰り	119	0	0	119	86	185
キャンプサイト	宿 泊	0	15	54	69	118	136
農業体験施設	日帰り	48	33	2	83	39	232
体験農園		8	0	4	12	4	0
計		322	168	994	1,484	1,366	1,492

※25年度(自 平成25年1月1日～至 平成25年12月31日)

5 収支状況

貸借対照表

(単位:円)

科 目	平成 25 年度	平成 24 年度
流動資産	1,805,300	2,152,496
固定資産	50,000	50,000
資産の部合計	1,855,300	2,202,496
流動負債	96,532	255,604
純資産	1,758,768	1,946,892
負債及び純資産の部合計	1,855,300	2,202,496

※25年度(平成25年12月31日現在)

損益計算書

(単位:円)

科 目	平成 25 年度	平成 24 年度
売上高	3,718,744	3,907,292
売上原価	151,392	183,955
販売費及び一般管理費	4,047,283	3,495,326
営業利益	△479,931	228,011
営業外収入	363,807	370,488
法人税等	72,000	222,700
当期純利益	△188,124	375,799

※25年度(自 平成25年1月1日～至 平成25年12月31日)

6 監査意見

監査の結果、事務及び事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認めましたが、次の事項について検討してください。

○運営協議会について

基本協定第45条には、市と指定管理者において、情報交換や業務の調整を図る目的で運営協議会の設置について規定されていますが、協議会に代わる連絡調整会議等も含め設置されていません。

市は管理運営状況を把握し、指定管理者と密接な連携を図ることは重要であるとの観点から、特に、集客力や利用率向上のためのPRについて市のもつノウハウを提供するなど、運営協議会等による所管課等と連携した運営が望まれます。

(下呂振興事務所 下呂地域振興課)

◎公の施設の指定管理者 【施設名 下呂市下呂交流会館】

1 指定管理施設の概要

(1)施設名称 下呂市下呂交流会館

(2)所在地 下呂市森2270番地3

(3)施設内容 鉄筋コンクリート造4階建（一部鉄骨）

延床面積 10,574.99㎡

敷地面積 19,831.95㎡

○ホール関係施設

泉ホール：固定席801席、車いす席4席、親子室

楽屋1階：楽屋101、102、スタッフ控室1、楽屋事務室、楽屋ラウンジ、シャワー室、ピアノ庫

楽屋2階：楽屋201、202、203、スタッフ控室2、シャワー室、給湯室、ホワイエ1階、2階

○アリーナ関係施設

温アリーナ48×38m、2階観客席904席、アリーナ控室1、2、3、放送室、男女更衣室、シャワールーム、給湯室、器具庫

○棚田テラス マルチスタジオ、工作室、メディアラボ、多目的室A、B、和室、音楽練習室

○その他 事務室、更衣室、休憩室、医務室、プレイルーム、カフェ、自動販売機コーナー、駐車場201台

(4)設置目的

市民のスポーツと芸術文化の振興及び地域の活性化並びにさまざまな交流促進を図ることを目的とする。

(5)所管部課 経営管理部 総合政策課

2 指定管理者の概要

(1)名称 一般財団法人下呂ふるさと文化財団

(2)所在地 下呂市森2270番地3

3 指定管理の内容

(1)指定期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで 3年間

(2)指定管理料 平成25年度 132,692,000円

※精算後の指定管理料 116,470,556円（平成26年度に精算額16,221,444円を市へ返還）

(3)指定管理の業務範囲

- ・管理施設の使用許可、利用料金の徴収その他会館の運営に関する業務
- ・管理施設の維持管理に関する業務
- ・管理施設の事業の企画及び開催に関する業務
- ・危機管理体制の整備、運用に関する業務
- ・市民協働に関する業務
- ・その他前各号に掲げるもののほか、市又は指定管理者が必要と認める業務

(4)利用料金制 導入あり

4 施設の利用状況

	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
交流会館利用人数	76,169 人	85,698 人	70,040 人
交流会館利用人数 (月平均)	6,347 人	7,142 人	5,837 人
ホール利用率 (年平均)	49%	54%	38%
アリーナ利用率 (年平均)	93%	88%	87%

※25 年度 (自 平成 25 年 4 月 1 日～至 平成 26 年 3 月 31 日)

5 収支状況

貸借対照表

(単位：円)

科 目	平成 25 年度	平成 24 年度
流動資産	25,536,452	14,990,050
固定資産	100,000,000	100,000,000
資産の部合計	125,536,452	114,990,050
流動負債	21,977,547	12,005,452
固定負債	0	0
負債の部合計	21,977,547	12,005,452
指定正味財産	100,000,000	100,000,000
一般正味財産	3,558,905	2,984,598
正味財産合計	103,558,905	102,984,598
負債及び正味財産の部合計	125,536,452	114,990,050

※25 年度 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

正味財産増減計算書

(単位：円)

科 目	平成 25 年度	平成 24 年度
一般正味財産増減の部		
経常収益	160,844,125	69,191,410
経常費用	160,269,818	69,629,274
当期一般正味財産増減額	574,307	△437,864
一般正味財産期首残高	2,984,598	3,422,462
一般正味財産期末残高	3,558,905	2,984,598
指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	100,000,000
指定正味財産期末残高	100,000,000	100,000,000
正味財産期末残高	103,558,905	102,984,598

※25 年度 (自 平成 25 年 4 月 1 日～至 平成 26 年 3 月 31 日)

6 監査意見

監査の結果、事務及び事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認めましたが、次の事項について検討してください。なお、運営状況について、指定管理業務確認書により詳細にわたって市の調査が行われていることは評価します。

○収支比率の向上と広告・協賛について

平成25年度に実施された文化事業の収支比率（共通経費不算入）の合計は45.9%となっており、1,497万8,909円の指定管理料が充てられています。そのうち鑑賞型13事業の収支比率の合計は50.2%で、収入超過が1事業のみとなっており、収支比率30%未満が2事業あります。公共文化施設は、収益性や採算性のみを追求するものではありませんが、市の財政状態が厳しさを増す中で住民サービスの向上と交流人口の増加を目指し、将来にわたって充実した施設運営を持続させるためには、集客力の向上、収益性の確保は重要と思料します。

集客の面においては、当市の人口規模や地理的条件といった潜在的な要因や、ホールの客席数に限度があることは斟酌されるところですが、財団が掲げた収支比率を全国、県平均以上とする目標のもとに、一層の努力に期待するものです。また、収入面において、広告収入や協賛収入の確保について検討されるよう要望します。

（一般財団法人下呂ふるさと文化財団）

○剰余金について

基本協定第27条の規定により、平成25年度分として、1,622万1,444円の剰余金が市に返還（平成26年度で歳入）されています。同条項の規定は、財団の性質、つまり、市の出資比率100%の財団であることや、財団の目的により金銭的なインセンティブが大きく働かないことから規定されたものと推察します。剰余金が生じた主な理由は、施設管理業務委託料にかかる入札差金、利用料の増、事業量の減等となっています。適正な指定管理料とするため、特に管理運営経費の積算にあたっては、業務報告書の詳細な審査や、指定管理者との十分な協議により厳密な精査を行ってください。

また、指定管理者の運営努力によって生じた剰余金は、将来発生する施設の大規模な維持保全費用に充てるため、基本協定により費用を負担することになる市において特定財源（基金）として措置できないか、検討されることを要望します。

（経営管理部 総合政策課）

◎出資団体 【団体名 馬瀬総合観光株式会社】

1 団体の概要

- (1) 名 称 馬瀬総合観光株式会社
- (2) 設立年月日 平成7年6月22日
- (3) 資本金 73,000,000円(平成26年9月末現在)
うち下呂市出資金 50,000,000円(1,000株)(出資比率68.49%)
- (4) 役員 代表取締役1名、取締役6名、監査役2名
- (5) 所在地 下呂市馬瀬西村1695番地
- (6) 事業内容
- ①美輝の里及び馬瀬温泉スタンドの管理、運營業務の受託
 - ②ホテル、旅館、食堂、喫茶店、売店及び休憩所の経営
 - ③食肉加工品、山菜加工品、木製工芸品、農産物、林産物、水産物の販売
 - ④浴場の経営

2 出資目的

市内の地域資源を高度に活用した温泉保養と自然休養の場を創設し、地場産業と観光、交流事業を有機的に連携させて地域活性化を推進する。

3 出資に関する事務の所管部課 観光商工部 観光課

4 経営状況

(1) 利用状況 (単位：人)

	平成25年度(20期)	平成24年度(19期)	平成23年度(18期)
日帰り入浴者数	60,148	61,943	77,036
宿泊者数	15,234	16,826	17,334

※20期(自平成25年10月1日～至平成26年9月30日)

(2) 売上状況 (単位：円)

	平成25年度(20期)	平成24年度(19期)	平成23年度(18期)
宿 泊	135,045,657	146,020,559	152,283,542
食 事	37,398,700	44,735,752	48,371,670
温 泉	32,037,427	34,271,500	36,838,892
喫 茶	1,520,724	1,677,252	1,864,949
休 憩 室	5,629,266	6,127,235	6,828,595
売 店	30,491,473	35,642,693	37,601,013
温泉スタンド	468,882	500,147	509,053
そ の 他	20,130,683	22,234,039	25,033,097
計	262,722,812	291,209,177	309,330,811

※20期(自平成25年10月1日～至平成26年9月30日)

(3)収支状況

貸借対照表

(単位：円)

科 目	平成 25 年度 (20 期)	平成 24 年度 (19 期)
流動資産	61,182,524	60,388,544
固定資産	77,700,592	74,093,318
資産の部合計	138,883,116	134,481,862
流動負債	24,082,814	13,797,310
純資産	114,800,302	120,684,552
負債及び純資産の部合計	138,883,116	134,481,862

※20 期（平成 26 年 9 月 30 日現在）

損益計算書

(単位：円)

科 目	平成 25 年度 (20 期)	平成 24 年度 (19 期)
売上高	262,722,812	291,209,177
売上原価	69,330,589	78,338,352
販売費及び一般管理費	201,877,271	215,853,814
営業利益	△8,485,048	△2,982,989
営業外収益	2,785,798	1,121,010
法人税等	185,000	185,000
当期純利益	△5,884,250	△2,046,979

※20 期（自 平成 25 年 10 月 1 日～ 至 平成 26 年 9 月 30 日）

5 監査意見

監査の結果、事務及び事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認めました。

◎補助団体 【団体名 下呂市観光協会連絡協議会】

1 負担金の概要

- (1) 負担金の名称 ①特別誘致宣伝負担金
②二次交通整備事業負担金
- (2) 負担金の交付目的 ①観光ナビ、パンフレット作成等事業にかかる事業負担金
②「清流の国ぎふ観光回廊づくり推進事業」(県事業)の市負担分
- (3) 負担金の交付先 名称 下呂市観光協会連絡協議会
所在地 下呂市森 922 番地 6
- (4) 負担金交付額 ①特別誘致宣伝負担金 平成 25 年度 5,000,000 円
②二次交通整備事業負担金 平成 25 年度 3,000,000 円
- (5) 所 管 部 課 観光商工部 観光課

2 負担金事業の内容

(1) 事業内容

①特別誘致宣伝負担金

- ・下呂温泉観光ナビ作成事業

2013 冬、2014 春編 A 4 32 頁 9,000 部発行

2014 夏、2014 秋編 A 4 36 頁 9,000 部発行

- ・観光パンフレット統合事業 (下呂の涼、秋の紅葉スポット、観光案内図、等)
- ・桜、紅葉情報の集約、発信事業 (下呂市内全域の桜、紅葉等情報集約、発信)
- ・観光計画中間報告とりまとめ

②二次交通整備事業負担金

- ・下呂市内での宿泊及び小坂の滝めぐりなどの体験プログラムの利用を条件にした旅行商品のレンタカー代を負担し、下呂市の観光を広く P R。

(2) 決算状況

(単位:円)

項 目			平成 25 年度	平成 24 年度	対前年度増減
歳入	負 担 金	①特別誘致宣伝負担金(市)	5,000,000	0	5,000,000
		②二次交通整備事業負担金(市)	3,000,000	0	3,000,000
		観光 P R 映像制作事業負担金	0	4,800,000	△4,800,000
	補 助 金	清流の国ぎふ観光回廊づくり推進事業補助金(二次交通)(県)	2,757,000	0	2,757,000
		下呂市観光協会連絡協議会運営補助金	0	31,526,000	△31,526,000
	雑 収 入	預金利息	1,335	603	732
	繰 越 金		5,181,915	2,068,140	3,113,775
	計		15,940,250	38,394,743	△22,454,493

項 目			平成 25 年度	平成 24 年度	対前年度増減
歳 出	事 業 費	観光ナビ作成事業	2,069,550	2,153,550	△84,000
		観光パンフレット統合事業	2,756,108	3,449,969	△693,861
		観光計画中間報告取りまとめ事業、 他	1,207,345	50,000	1,157,345
		二次交通整備事業	5,755,910	0	5,755,910
		観光 P R 映像製作事業	3,587,800	1,200,000	2,387,800
		総合ガイドブック作成事業	0	892,500	△892,500
		関東誘客事業	0	105,236	△105,236
	補 助 金	各観光協会補助金	0	25,126,000	△25,126,000
	事務費・会議費・予備費		261,735	235,573	△26,162
	計		15,638,448	33,212,828	△17,574,380
収 支 差 額			301,802	5,181,915	△4,880,113

3 監査意見

監査の結果、事務及び事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認めました。

◎補助団体 【団体名 下呂市コンベンションビューロー】

1 負担金の概要

- (1)負担金の名称 下呂市コンベンションビューロー負担金
- (2)負担金の交付目的 滞在型観光地、着地型観光地をはじめ、広域観光により旅行形態を連泊に繋げるため、広域連携、協働による観光客誘致事業を展開する。コンベンションビューローの充実強化により MICE 事業による宿泊客の増加に努める。
- (3)負担金の交付先 名称 下呂市コンベンションビューロー
所在地 下呂市森 922 番地 6
- (4)負担金交付額 平成 25 年度 27,250,000 円
- (5)所 管 部 課 観光商工部 観光課

2 負担金事業の内容

(1)事業内容

①誘致事業 各旅行業者で下呂市内の観光資源及びコンベンションビューロー助成金制度の PR

②コンベンション支援

		平成 25 年度	平成 24 年度
コンベンション 開催件数	会議・研修	75 件	77 件
	スポーツ・大会	31 件	39 件
	合 宿	55 件	58 件
	開催合計	161 件	174 件
参 加 者 数		20,984 人	23,132 人
延べ宿泊者数		22,172 人	25,213 人
助 成 金 額		14,910,000 円	23,360,000 円

③広告宣伝事業 各種新聞社等への広告掲載、テレビスポット放送 (CM) による PR

(2)決算状況

(単位:円)

項 目		平成 25 年度	平成 24 年度	対前年度増減
歳 入	負 担 金 (市)	27,250,000	29,200,000	△1,950,000
	会 費	1,320,000	1,370,000	△50,000
	雑 収 入	1,797	1,075	722
	繰 越 金	338,147	1,111,183	△773,036
	計	28,909,944	31,682,258	△2,772,314

項 目		平成 25 年度	平成 24 年度	対前年度増減
歳 出	誘致事業費	235,329	71,065	164,264
	支援事業費	15,297,355	23,535,530	△8,238,175
	広報・宣伝事業費	7,045,296	196,876	6,848,420
	総 務 費	5,052,684	7,540,640	△2,487,956
	計	27,630,664	31,344,111	△3,713,447
収 支 差 額		1,279,280	338,147	941,133

3 監査意見

監査の結果、事務及び事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認めましたが、次の事項について検討、または所要の措置を講じてください。

○未納会費について

下呂市コンベンションビューロー規約第5条に規定されている会費が、一部において未納となっています。会員間の公平性と自主財源確保の観点から、未収金の解消に努めてください。

また、会費はすべて予算に計上してください。

(下呂市コンベンションビューロー)

◎補助団体 【団体名 下呂地区交通安全協会】

1 補助金の概要

- (1)補助金の名称 下呂市交通安全対策事業補助金
 (2)支出の根拠 下呂市交通安全対策事業補助金交付要綱
 (3)補助金の交付目的 下呂市内における交通事故防止、運転者対策及び交通弱者対策を推進する団体の活動を支援する。
 (4)補助金の交付先 名称 下呂地区交通安全協会
 所在地 下呂市萩原町萩原 1572 番地 1
 (5)補助金交付額 平成 25 年度 1,170,000 円
 (6)所 管 部 課 総務部 防災情報課

2 補助事業の内容

(1)事業の内容

- ・春の全国交通安全運動 4 月 6 日～15 日
- ・夏の交通安全県民運動 7 月 11 日～20 日
- ・秋の全国交通安全運動 9 月 21 日～30 日
- ・年末の交通安全県民運動 12 月 11 日～20 日
- ・街頭監視活動 毎月 15 日
- ・交通安全教育 各事業所ごとの法令講習会、園児、小学生、中学生、高校生に対する交通安全教室
- ・広報宣伝（交通安全運動期間中、横断幕・ポスター等を掲示、セーフティニュースの配布）
- ・優良運転者等の表彰
- ・その他

(2)決算状況

(単位：円)

項 目			平成 25 年度	平成 24 年度	対前年度増減
歳入	補助金等 収入	補助金収入（市）	1,170,000	1,160,000	10,000
		助成金収入（県安協）	0	812,000	△812,000
	協力金収入		7,140,800	7,777,105	△636,305
	寄付金・雑収入・事業収入、他		1,220,678	705,586	515,092
	特定預金取崩収入 （財政調整積立預金取崩収入）		2,700,000	1,500,000	1,200,000
	他会計繰入金（飛騨地区連協より）		0	1,601,463	△1,601,463
	繰越金		381,826	776,011	△394,185
	計		12,613,304	14,332,165	△1,718,861

項 目			平成 25 年度	平成 24 年度	対前年度増減
歳 出	事業費	会 議 費	295,065	179,050	116,015
		安全活動推進費	1,308,318	1,290,487	17,831
		広報啓発費	719,483	632,989	86,494
		表 彰 費	71,529	88,903	△17,374
		助成金（支部等活動費）	2,690,000	2,990,000	△300,000
		委託費（県安全協会）	831,060	0	831,060
		自動車維持費、燃料費、 保険料、雑支出	437,323	253,275	184,048
		通信運搬費	0	248,900	△248,900
	事務費	給与手当・消耗品・他	4,098,853	4,023,109	75,744
		他会計繰入金支出 （連絡協議会会計へ）	0	983,060	△983,060
	特定預金	財政調整引当預金	1,700,413	3,260,198	△1,559,785
		車両運搬具購入積立	366	368	△2
	計		12,152,410	13,950,339	△1,797,929
収 支 差 額			460,894	381,826	79,068

3 監査意見

監査の結果、事務及び事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認めましたが、次の事項について要望します。

○財政調整引当預金について（要望）

協会の主要な収入である協力者及び賛助者からの協力金収入が、運転免許更新時期の周期により各年度において金額の多寡があることや、協力者及び賛助者の漸減により将来減少することに備えるため財政調整引当預金が計上されています。平成26年3月31日現在の残高は237万305円となっており、平成25年度は270万円が取り崩され、170万413円が積み立てられています。積み立て分は、資金繰りに充てられた170万円と利息分413円となっています。将来の収入悪化に備えるためや、年度ごとの安定的な運営を図るための当該引当預金の計上、仕訳は妥当と認められました。

引当金については、企業会計原則注解18に、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用または損失として引当金に繰入れ、（以下略）」と規定され、これらの要件に合致しないものは剰余金とみなされることになります。こうしたことに留意し、今後、繰入れにあたっては引き続き適正を期してください。

なお、年度当初の資金繰りについては、市補助金の概算払い等での対応ができないか、検討してください。

（総務部 防災情報課、下呂地区交通安全協会）

◎補助団体 【団体名 下呂市女性防火クラブ】

1 補助金の概要

- (1)補助金の名称 下呂市消防活動補助金
- (2)支出の根拠 下呂市消防活動補助金交付要綱
- (3)補助金の交付目的 市内において消防、防災活動及び防災啓発活動を行う団体の活動を支援することを目的とする。
- (4)補助金の交付先 名称 下呂市女性防火クラブ
所在地 下呂市森 363 番地 1
- (5)補助金交付額 平成 25 年度 450,000 円
- (6)所 管 部 課 消防本部 予防課

2 補助事業の内容

(1)事業の内容

- ・ 空き缶コンロ炊飯講習会
- ・ 保育園において防火防災の紙芝居を上演
- ・ 親子防災宿泊体験支援
- ・ 炊き出し訓練（萩原支部）
- ・ 秋季防火査察点検（小坂支部）
- ・ バケツ注水競技会（下呂支部）
- ・ 普通救命講習会（下呂支部）
- ・ 保育園防火パレード（金山支部）

(2)決算状況

(単位：円)

項 目			平成 25 年度	平成 24 年度	対前年度増減
歳 入	補助金	下呂市補助金	450,000	450,000	0
		消防協会協力費	30,000	0	30,000
	研修会費	負担金	50,000	45,000	5,000
	諸収入	預金利息	42	1,043	△1,001
	繰越金		123,958	135,163	△11,205
	計		654,000	631,206	22,794

項 目			平成 25 年度	平成 24 年度	対前年度増減
歳 出	事業費	活動費（啓蒙活動）	57, 800	58, 054	△ 254
		研修会費（県研修）	15, 000	0	15, 000
		（市理事研修）	95, 760	75, 820	19, 940
		（下呂支部）	71, 996	120, 000	△48, 004
		（萩原支部）	9, 962	14, 213	△4, 251
		（金山支部）	7, 353	0	7, 353
		（小坂支部）	24, 000	29, 925	△5, 925
	事務局費	事務費	25, 547	27, 942	△2, 395
		旅費	168, 500	128, 500	40, 000
		会議費	38, 449	39, 289	△840
	使用料等		64, 700	0	64, 700
	予備費		24, 026	13, 505	10, 521
	計		603, 093	507, 248	95, 845
収 支 差 額			50, 907	123, 958	△73, 051

3 監査意見

監査の結果、事務及び事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認めましたが、次の事項について検討してください。

○普及啓発活動の強化について

同クラブは、家庭における防火防災意識の高揚を目指し、「一家に一人は女性防火クラブ員」をモットーに普及啓発活動を行っており、特に、平成23年度、24年度に取り組まれた住宅用火災報知機の普及（普及率80％達成）に尽力されたと説明を受けました。

また、各地の女性防火クラブは、婦人会の解散や市町村合併に伴う解散、自主防災組織に改編等の理由により減少傾向にあるということですが、その重要性から県の指導により復活したところもあると伺いました。

会員数は6,320名とのことですが、1支部を除いて会員名簿がなく正確には会員数が把握されていません。一般的に団体運営を行う上での基礎となる会員の把握は重要ですが、「一家に一人は女性防火クラブ員」をモットーとする同クラブの性質から、会員名簿が作成されていないことは一定の理解ができることです。そうであれば、広く市民に同クラブの趣旨を理解していただき、会員としての認識を深めてもらうことが重要となるため、特に女性を対象にした全市的な普及啓発活動の取り組みができないか、検討されることを要望します。

（消防本部 予防課、下呂市女性防火クラブ）

◎補助団体 【団体名 地縁法人乗政区】

1 補助金の概要

- (1)補助金の名称 地域医療振興対策事業（乗政診療所）
 (2)支出の根拠 下呂市保健衛生対策事業補助金交付要綱
 (3)補助金の交付目的 「市民が健康で、住みやすいまちづくり」を推進するため、関係団
 体が行う保健衛生事業（診療所管理運営）に対し交付する。
 (4)補助金の交付先 名称 地縁法人乗政区
 所在地 下呂市乗政 1011 番地 1
 (5)補助金交付額 平成 25 年度 1,000,000 円
 (6)所 管 部 課 健康医療部 医療対策課

2 補助事業の内容

(1)事業の内容

乗政診療所の管理運営

- ・名 称 乗政診療所
- ・診療科目 内科・小児科・外科
- ・診療日 毎週土曜日 (9:00～12:00 14:00～17:00)

(2)決算状況

(単位：円)

項 目			平成 25 年度	平成 24 年度	対前年度増減
歳入	診療所運営費補助金（市）		1, 000, 000	1, 000, 000	0
歳出	厚生費	需用費（ガス代・電気料・燃料費）	84, 013	80, 015	3, 998
		役務費（電話料・保険料・他）	58, 017	58, 309	△292
		診療所施設管理委託費	50, 000	50, 000	0
		除雪作業代	30, 000	30, 000	0
		会議費	126, 775	82, 425	44, 350
		備品購入（分包機・血圧計・他）	761, 565	0	761, 565
		備品購入（ベット・デスク・他）	0	662, 755	△662, 755
		修繕費（照明・襖・他）	30, 898	0	30, 898
		修繕費（玄関網戸）	0	98, 700	△98, 700
			1, 141, 268	1, 062, 204	79, 064
収 支 差 額			△141, 268	△62, 204	△79, 064

※地縁法人乗政区の決算書から乗政診療所に係る会計分を抜粋。（歳入不足分は区費等を充当）

3 監査意見

監査の結果、事務及び事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認めましたが、次の事項について検討、または所要の措置を講じてください。

○補助金の定額補助について

補助金の額は、下呂市保健衛生対策事業補助金交付要綱により市長が定める額とし、毎年度100万円が同額補助されています。また、区の決算で診療所運営経費に占める市補助金の割合は、平成24年度94.1%、平成25年度87.6%となっており、同じく前2年度の運営経費の内容は、備品購入費等の臨時的経費が経常的経費を上回っています。

こうした状況や、事業の内容は毎年度変化していることから、定額補助の方法は補助金額の妥当性を欠くものと思料します。「補助金見直し方法」（下呂市 補助金等見直しプロジェクト）により、補助対象経費を明確にし、事業費用に比例した定率補助とすることについて検討してください。

（健康医療部 医療対策課）